

## 第2次相模原市地球温暖化対策計画の改定(案)について

### 1 改定の趣旨

近年、世界各地で豪雨や猛暑といった自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化する中、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がり、令和2(2020)年10月に、国において、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、さらに、令和3年4月には、令和12(2030)年度に温室効果ガスを平成25(2013)年度から46パーセント削減することを目指すこと、更に50パーセントの高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。

本市においても、令和元年東日本台風により中山間地域を中心に多数の土砂災害が発生するなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、これまで、令和2(2020)年9月の「さがみはら気候非常事態宣言」において、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す決意を表明したほか、この目標達成に向け、令和3(2021)年8月に「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定し、令和5(2023)年4月には、相模原市地球温暖化対策推進条例(平成24年相模原市条例第88号)を改正し、さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例(以下「脱炭素社会づくり条例」という。)として新たに施行しました。

こうした社会情勢の変化や本市のこれまでの動向などを踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化を図るため、「第2次相模原市地球温暖化対策計画」を改定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、次の法令に基づく計画です。

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項及び第3項
- ・ 気候変動適応法(平成30年法律第50号)第12条
- ・ 脱炭素社会づくり条例第7条

### 3 計画期間

令和2(2020)年度から令和12(2030)年度まで

※ 国の中長期的なエネルギー政策や地球温暖化対策に関する動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

### 4 計画の構成

- 第1章 計画策定の背景等
- 第2章 本市のこれまでの取組
- 第3章 計画の基本的事項

- 第4章 長期的に目指す姿
- 第5章 温室効果ガス排出量の現況等
- 第6章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組
- 第7章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組(市役所編)
- 第8章 気候変動の影響への適応に向けた取組
- 第9章 緩和策・適応策の推進に向けた横断的取組
- 第10章 推進体制及び進行管理

## 5 現計画からの主な変更点

### (1) 低炭素から脱炭素への転換

本市が2050年に目指す姿として「脱炭素社会の実現」を示すとともに、「地域循環共生都市さがみはら」を目指します。

### (2) 二酸化炭素排出量に係る新たな削減目標の設定

2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、令和12(2030)年度の削減目標を平成25(2013)年度比で従前の26パーセント削減から、50パーセント削減とします。

### (3) 再生可能エネルギー導入目標の設定

市域内における再生可能エネルギーの地産地消を推進するため、市の令和12(2030)年度の再生可能エネルギー導入量を国の目標である38パーセントに相当する3,478テラジュールと設定します。

### (4) 関連計画等の統合

市の施設から発生する二酸化炭素排出量を削減するための計画である「事務事業編」を本計画に統合します。

また、「さがみはら脱炭素ロードマップ」を本計画に統合し、地球温暖化対策の総合的な推進を図ります。

### (5) 施策体系の見直し

脱炭素社会の実現に向けて施策の強化を図るとともに、7つの取組の柱に新たに「市の率先行動」を加えて8つの取組の柱とし、取組の柱ごとに進行管理指標を設定します。

#### 8つの取組の柱

「再生可能エネルギーの利用促進」、「省エネルギー活動の促進」、「脱炭素型まちづくりの推進」、「循環型社会の形成」、「いきいきとした森林の再生」、「市の率先行動」、「気候変動適応策の推進」及び「環境意識の向上」

## 6 今後のスケジュール

令和5年	9月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
	10月16日まで	
	11月	